

令和7年度 下半期 1者随意契約一覧表(教育委員会)

No.	所管課	契約案件名	契約の相手方		契約期間 履行期限	契約金額(円)	1者随意契約の理由	地方自治法 施行令 第167条の2
			名称	所在地				
1	学校教育課	令和7年度 みやき町学校ICT機器 設定等業務	NTT西日本株 佐賀支店	佐賀市 駅前中央 1-8-32	R7.10.15 ~ R8.3.31	54,446,700	以下の理由により、本業務は競争入札によらず、既存のシステム・ネットワーク構築・保守業者であるNTT西日本佐賀支店と1者随意契約により実施することが最も合理的かつ適切である。 ①GIGA端末のキッティング業務は、MDM管理、Wi-Fi設定、セキュリティポリシー、認証システム連携など、既存の学校ネットワーク環境と密接に連携した複雑な設定を要する。 ②これらの設定情報は単なる仕様書の記述以上に暗黙知や運用ノウハウを含み、詳細かつ正確な引き継ぎが難しいため、第三者事業者への業務委託は技術的に極めて困難である。 ③仮に第三者に委託した場合でも、最終的に既存ベンダの支援を要するケースが多く、人的リソースや調整に関わる実質的な追加コスト(隠れコスト)が発生し、全体の効率性を著しく損なう恐れがある。 ④また、第三者への業務分割による設定不備や連携ミスが生じた場合は、トラブル対応や復旧作業の増加によりさらなるコスト増加と授業への影響が懸念される。 ⑤端末の故障やトラブルが授業に与える影響を最小化するためには、設定後のトラブルに対しワンストップで対応可能な体制が不可欠であり、既存のネットワーク構築・保守ベンダに一括で委託することが最速の復旧を可能とする。	2
2	学校教育課	令和7年度 みやき町立小中学校 GIGAスクールネットワー ク アセスメント業務	NTT西日本株 佐賀支店	佐賀市 駅前中央 1-8-32	R7.10.15 ~ R8.3.31	1,613,700	以下の理由により、本業務は競争入札によらず、既存のネットワーク保守業者であるNTT西日本佐賀支店と1者随意契約により実施することが最も合理的かつ適切である。 ①本業務は、既存の学校ネットワークの構成・設定・運用状況を詳細に把握し、現状分析・課題抽出・改善提案を行うものであり、現行システムに精通した事業者でなければ適切に実施できない。 ②新規業者による実施を検討した場合、ネットワーク構成情報・設計思想・運用ポリシーなどを一から調査・確認する必要があり、業務負担やコストが大幅に増加するとともに、正確性に欠ける恐れがある。 ③現在保守を担っている業者以外に委託する場合は、既存ベンダとの技術的な情報共有・調整が不可欠となり、業務の重複や責任の分散、作業の非効率化が生じる。 ④ネットワーク設定情報や通信機器へのアクセスには高いセキュリティ管理が求められ、既存ベンダ以外によるアクセスは情報漏洩・システムトラブルのリスクを伴う。 ⑤入札による業者選定を行っても、上記のような業務特性・制約により実質的に実施可能な業者は現行保守ベンダに限定されるため、競争性が担保されず、入札の意義が乏しい。	2
3	学校教育課	令和7年度 JFAこころのプロジェクト 「夢の教室」業務委託	(公財)日本サッカー協会	文京区 後楽 1-4-18	R7.10.22 ~ R8.3.31	1,398,220	日本サッカー協会は平成25年度に夢の教室事業について本町と協定書を締結しており、コロナ禍であった令和3~4年以外は平成25年度から継続的に実施しており、現場の生徒・教員からも好評を得ている。 また、本事業の成否を分けるものとして、各学校、在校生の特徴などきめ細やかな事前調整が大切となるが、その面での事業者への信頼性が不可欠である。上記団体は本町での開催実績に加え全国で250を超える自治体での実施実績があり他団体での実績も十分である。 以上から、上記団体に委託する	6
4	学校教育課	中原中学校宅内下水道管 接続工事	(有)中島建設	みやき町 江口 4834-2	R7.12.18 ~ R8.3.31	980,000	工事の実施にあたっては、当初の下水道接続工事における施工内容、配管経路、既存排水管との接続状況等を正確に把握した上で施工を行う必要がある。当該工事の施工業者は、これらの状況を既に把握しており、追加の現況調査や施工条件の整理を要することなく、速やかに工事へ着手することが可能である。仮に他の事業者へ施工させた場合、既存配管状況の再調査や施工内容の再整理、関係図書の確認等に時間を要することが見込まれ、工期の延長によりトイレの利用再開がさらに遅れるおそれがある。 また、工期の延長に伴い、仮設、調整、管理等に係る経費の増加が生じる可能性があり、経済性の面からも不利となることが懸念される。さらに、既存設備を含む工事内容について追加の確認や調整を要することとなり、迅速な対応が困難となることが懸念される。 以上の理由から、本件は緊急性および施工の確実性、経済性を総合的に勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、当初の下水道接続工事施工業者と一者随意契約により契約を締結するものである。	2
5	学校教育課	令和7年度 みやき町義務教育施設 情報通信機器等再リース (令和2年度整備分)	NTT・TCリース株 九州支店	福岡市 博多区 博多駅前 2-2-1 9階	R8.2.1 ~ R9.1.31	1,205,160	本件は、既存の教育情報通信機器を継続使用するための再リース契約であり、現行リース契約の相手方以外では対応できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、NTT・TCリース株九州支店と1者随意契約とする。	2